



▲ さくら小学校体育館内の空調設備とLED照明  
▼ さくら小学校体育館内の多目的トイレ



▲ LPガスを利用できる炊き出し場を整備(くすのき小学校)  
▼ プール棟トイレに多目的トイレを増設し、スロープを設置(南山小学校)

くすのき小学校

さくら小学校

南山小学校

# 体育館等の整備工事が完了しました

令和4年度に進めていたくすのき小学校と、さくら小学校の体育館の空調設備等工事が完了しました。本工事は、児童の教育環境の向上と指定避難所としての環境改善に向け、体育館に空調設備を整備したほか、トイレ改修と照明のLED化を実施しました。空調設備の整備には、LPガスを燃料とする自立運転機能付きのガスヒートポンプ方式を採用しました。トイレ改修は、乾式化および洋式化の工事を実施。アリーナや舞台、体育館の玄関およびトイレをLED照明に取り替えました。また、災害時のLPガス活用を想定し、体育館付近に炊き出し場も整備しました。さらに、南山小学校で進めていたトイレ大規模改造工事が完了しました。本工事で、プール棟トイレに多目的トイレを増設。災害時の避難所利用も考慮し、グラウンドから利用しやすいようにスロープも設置しました。

☎こども未来課 (☎983-5824)

## 八幡市やわたっこ応援 給付金支給事業について

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等における負担軽減を図る経済的支援として、出産・子育て応援事業を実施しています。

### ■支給対象者

市内に在住している人で、表の対象者に給付金を支給します。

なお、支給には、妊娠・出産期の面談やアンケートへの回答等が必要となります。

### ■申請方法

表の①または②の区分に応じて、申請方法および申請時期が異なります。①または②に該当する人は、それぞれの面談時にご案内します。

なお、令和4年4月1日から令和

### ■対象者

	対象	支給額	申請方法・申請時期
①	令和5年2月1日以降に妊娠届出書を提出された妊婦	出産応援給付金 5万円	妊娠届出書の提出および母子健康手帳の交付時に妊婦面談を行い、申請書を提出
②	令和5年2月1日以降に出産された子を養育する人	子育て応援給付金 5万円	こんにちは赤ちゃん訪問事業等の面談後に申請書を提出

5年1月31日までに、出産された子を養育する人または妊娠届出書を提出された妊婦で、給付金の対象者に順次郵送している案内書類について

は、窓口申請の場合は4月28日(金)午後5時15分まで、郵送の場合は4月30日(日)(当日消印有効)までに家庭支援課へ申請してください。

☎家庭支援課 (☎983-1112)

### ▶猫の避妊・去勢手術費用を助成

猫の繁殖を抑制することを目的に、猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成します。

■対象 市に住民登録のある人が、市内で飼っている猫(保護した猫を含む) ※営利目的の場合を除く。

■条件 市内の動物病院ほか別に定める動物病院(詳しくはお問い合わせください)で避妊・去勢手術をした場合

■助成額 1匹5千円(先着240匹)

■手続き 環境業務課または市内の動物病院にある交付申請書に必要事項を記入のうえ、次の①~④を持参し、手術後6カ月以内に環境業務課へ。

- ①獣医師の手術実施証明書(交付申請書に証明する箇所あり)
- ②申請者の住所が分かるもの(運転免許証等)
- ③申請者の振込先の口座番号が分か

るもの

- ④手術前の全身写真(交付申請書の裏面に貼付)

### ▶令和5年度 狂犬病予防集合注射の中止について

毎年4月に行っている狂犬病予防集合注射を、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

なお、飼い犬には年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。狂犬病の予防接種はかかりつけの動物病院で受けてください。

市内の動物病院で予防注射済票が交付できるのは、右上の表の動物病院です。ただし、注射料金が異なる場合があります。

なお、予防注射済票の交付を受けない動物病院で予防注射を受けた場合は、病院で発行された狂犬病予防注射済証を持参のうえ、環境業

務課で手続きしてください(注射済票交付手数料550円)。

予防注射済票の交付を受けられる市内の動物病院

病院名	住所	電話番号
男山動物病院	男山泉 13-21	982-7487
赤井動物病院	橋本向山 1-4	972-2500
ベル動物病院	男山長沢 14-3	982-8192
ふじもり動物総合病院	美濃山宮ノ背 56-2	972-3234

### ▶犬の飼い主のみなさんへ

これから犬を飼おうとする方々は次をご覧ください。犬が命を終えるまで愛情をもって適切に飼うことができるか、家族全員で話し合ってみてください。

また、すでに犬を飼っておられる人も同様にご覧いただき、適正な犬の飼い方ができているか再確認をお願いします。

- ・犬を飼ったら必ず登録し、鑑札の交付を受けてください。
- ・犬の譲渡や死亡など、犬の登録状況に変更があれば、環境業務課に届出ください。
- ・転入したときは、環境業務課で犬の転入手続きを行ってください。
- ・鑑札と予防注射済票は首輪に装着しましょう。迷子札にもなります。
- ・犬の散歩時は、首輪や引き綱を必ずつけ、フンの後始末ができる用具等を携帯してください。フンは必ず持ち帰りましょう。
- ・犬の放し飼いはやめましょう。
- ・飼い主には、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があります。最後まで責任をもって飼いましょう。

☎環境業務課 (☎983-2798)